令和８年秋の全国交通安全運動鹿児島県実施要綱

令 和 ８ 年 ８ 月 ４ 日
県交通安全県民運動推進
協 議 会 常 任 委 員 会 決 定

第１　目　的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第２　期　間

１　運動期間　令和８年９月 21 日（月）から 30 日（水）までの 10 日間
２　交通事故死ゼロを目指す日　令和８年９月 30 日（水）

第３　スローガン

秋空に　ルールとマナーで　鹿児島路（かごしまじ）

第４　運動重点（全国重点と同一）

１　歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
２　夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
３　自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

第５　趣旨及び推進項目

１　歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

【趣旨】

全国の交通事故死者数全体を状態別で見ると、歩行中の割合が最も高く、その中でも高齢者の割合が約７割を占めているほか、特に秋口から年末にかけて夜間における歩行中の交通事故による死者数が多くなっている。その原因を見ると、歩行中死者の半数以上に横断歩道外横断や信号無視等の法令違反があり、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うこと等の基本的な交通ルールが履行されていない状況が認められる。

本県の令和７年中における交通事故死者数全体を状態別で見ると、歩行中の割合が最も高く、その中でも高齢者の割合が８割を占めているほか、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反が認められる。

このため、歩行者に対し、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図り、交通ルールの理解・遵守の徹底と安全な道路横断方法等の実践を促すほか、夜間における

交通事故を防止するため、反射材用品の着用促進や、明るい目立つ色の衣服等の着用についても呼び掛ける必要がある。

また、次代を担うこどものかけがえのない命を、社会全体で交通事故から守ることは重要であるところ、全国では交通事故による幼児（※1）・児童（※2）の死者・重傷者では歩行中や自転車乗用中の割合が高く、特に、歩行中児童の死者・重傷者は登下校中の割合が全体の約４割を占めるなど、依然として通学路や地域住民の日常生活に使用される生活道路においてこどもが危険にさらされている状況にあり、安全確保が急務である。

加えて、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第 248 号）により、令和８年９月１日から生活道路における法定速度が 30 キロメートル毎時に引き下げられる。本改正は、中央線等がない生活道路の法定速度を引き下げるという国民生活に大きく関わるものであることから、県民に対する十分な広報啓発が必要である。あわせて「生活道路は人が優先」という意識を県民に浸透させることで歩行者の安全を確保する必要がある。

※1「幼児」とは、未就園児と就園児をいう。以下同じ。　※2「児童」とは、小学生をいう。以下同じ。

【重点推進項目】

⑴　歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

ア　歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断や信号無視等の法令違反がある場合が多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進

イ　横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を挙げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進

ウ　歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

エ　安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進

オ　高齢歩行者の死亡事故の特徴（65 歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

⑵　歩行者の交通事故防止対策

ア　全ての年齢層を対象とした反射材用品、ＬＥＤライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

イ　通学路、幼児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動の推進

ウ　「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

エ　通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

オ　通行の妨げとなる不法占拠物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

カ　令和８年９月１日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

キ　「プラス１（ワン）運動」の推進

→（別添「本県で推進中の各種安全運動の概要」参照）

２　夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

【趣旨】

全国的に、日の入り時刻が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあり、その多くが歩行者事故である。

また、本県の令和７年中における飲酒運転による交通事故は、発生件数29件（前年比－16件）、死者数４人（前年比－４人）、負傷者数35人（前年比－16人）であり、いずれも減少傾向にあるものの、未だ飲酒運転による交通事故が後を絶たない状況である。

さらに、本県の令和７年中におけるスマートフォン等を使用しながら自動車を走行させる「ながらスマホ」が要因となった死亡・重傷事故は、発生件数21件（前年比＋２件）、負傷者数22人（前年比＋３人）であり、死者はいなかったものの、増加傾向にあるなど憂慮すべき状況にある。

このほか、全国的には妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たず、また、外国人運転者による死亡・重傷事故が近年増加傾向にある。さらに、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であり、チャイルドシート使用率は、年齢が上がるにつれて低下する傾向にある。このため、自動車運転者に対して、夕暮れ時の早めのライト点灯とハイビームの活用促進、飲酒運転や「ながらスマホ」等の根絶を強く訴求するとともに、シートベルト・チャイルドシートの適切な使用を促す必要がある。

なお、全国における75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故は、免許保有人口当たりでみると、75歳未満の運転者と比較して約２倍発生しており、その要因として運転操作不適に起因する事故が多くなっていること等にも留意が必要である。

【重点推進項目】

⑴　夕暮れ時の交通事故防止対策

ア　夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後１時間における横断中の事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進

イ　夕暮れ時におけるライトの早めの点灯を促す取組の推進

ウ　夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

エ　自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

オ　「３（サン）ライト運動」の展開

→（別添「本県で推進中の各種安全運動の概要」参照）

⑵　運転者の歩行者優先意識等の徹底

ア　運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

イ　横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や、横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

⑶　飲酒運転の根絶

ア　「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

イ　運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

ウ　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和８年法律第 52 号）により、酒酔い運転の罪等の構成要件を明確化するための数値基準が設けられたこと及び飲酒運転はこれらの規定に基づき厳正に処罰されることについての周知

エ　「飲酒運転８（やっ）せん運動」の展開

→（別添「本県で推進中の各種安全運動の概要」参照）

⑷　「ながらスマホ」の根絶

ア　運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進

イ　業務中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

⑸　妨害運転等・いわゆる白タク行為等の防止対策

ア　妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

イ　ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

ウ　いわゆる白タク、白トラ、白バス行為を防止するため、これらの行為が道路運送法等違反となることなどについての広報啓発の推進

⑹　後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ア　全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

イ　シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進

ウ　体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない６歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進

エ　高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

オ　「全席ベルト着用!!「します・させます運動」」の展開

→（別添「本県で推進中の各種安全運動の概要」参照）

⑺　高齢運転者の交通事故防止対策

ア　加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発の推進

イ　衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

ウ　安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進

⑻　外国人運転者の交通事故防止対策

ア　母国との交通ルールの違い等を理解するための、啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進

イ　レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知

ウ　日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進

エ　外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化

オ　安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進

⑼　二輪車の運転者に対する広報啓発

ア　二輪車の特性（車の死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

イ　若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転の実践指導、交通安全教育・広報啓発の推進

ウ　ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

3　自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

【趣旨】

全国では、自転車乗用中の交通事故死者数は近年減少傾向にあるものの、その約８割に法令違反が認められるほか、年齢別では、65 歳以上が多くを占めている。

また、自転車乗用中の死者の約半数は頭部に致命傷を負っているほか、自転車乗用中における乗車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高い。

なお、自転車と歩行者の衝突事故は近年増加傾向にあり、歩道または横断歩道上での衝突事故が約６割を占めている。

本県の令和７年中における自転車が関連する交通事故は、発生件数 202 件（前年比－50 件）、死者数１人（前年比±０人）、負傷者数 192 人（前年比－50 人）であり、発生件数や負傷者数は減少傾向にあるものの、自転車乗車中に交通事故に遭った死傷者の約９割に法令違反が認められる。

このように、自転車を取り巻く交通事故情勢が厳しい状況にある中、交通ルールの遵守を図るため、令和８年４月１日から、自転車について交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されたところであり、広く県民に対して交通ルールについて分かりやすく周知し、その理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していく必要がある。

特定小型原動機付自転車に関して、全国では、自転車や一般原動機付自転車と比較して、全事故に占める飲酒事故の割合が著しく高いという特徴があるほか、東京都を始めとする都市部での利用が多く、対歩行者事故の割合が自転車対歩行者と比べて約３倍と高くなっていることから、基本的な交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していくことが必要である。

【重点推進項目】

⑴　自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底

ア　16 歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されたことを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

イ　信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、飲酒運転、「ながらスマホ」、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

ウ　警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進

エ　自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

⑵　自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

～「かごしま自転車条例」の理解促進～

ア　全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

イ　夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射用品等の取付けを促す取組の推進

ウ　幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進

エ　自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進

オ　自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

カ　「自転車安全利用五則」の周知と実践

→（別添「本県で推進中の各種安全運動の概要」参照）

⑶　特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用促進

ア　特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道通行等の通行区分違反、横断歩行者妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進

イ　シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進

ウ　シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

※　本県で推進中の各種安全運動の概要

【プラス１（ワン）運動】

・横断時の確認をプラス１（道路中央付近でもう一度左を確認）
・夜光反射材をプラス１
・明るい服装をプラス１

【３（サン）ライト運動】

・夕暮れ時の早めのライト点灯
・原則上向きライト点灯
・トンネル内ライト点灯

【飲酒運転８（やっ）せん運動】

・酒を飲んだら運転しません
・運転するなら酒は飲みません
・酒を飲んだ人には運転させません
・酒を飲んだ人には車は貸しません
・運転する人に酒はすすめません
・酒を飲んだ人の車には同乗しません
・使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません
・酒を飲んだら自転車も乗りません

【全席ベルト着用!!「します・させます運動」】

・車を運転するならシートベルトをします
・車に同乗するならシートベルトをします
・後部座席を含む全席にシートベルトをさせます
・こども（幼児）にはチャイルドシートをさせます

【自転車安全利用五則】

①　車道が原則、左側を通行（歩道は例外、歩行者を優先）
②　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③　夜間はライトを点灯
④　飲酒運転は禁止
⑤　ヘルメットを着用